

国土審議会 第21回離島振興対策分科会

令和5年2月22日

【駒田離島振興課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第21回離島振興対策分科会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております国土政策局離島振興課長の駒田でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、お昼の時間帯の開催となりましたので、会場に御出席の皆様には軽食を用意させていただいております。適宜お取りいただければと存じます。お食事中、マスクをお取りになるかと思いますが、新型コロナウイルス感染防止のため、御発言いただく際にはマスクの着用にご協力をお願いできればと存じます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、国土交通省内の会議室とウェブを併用した会議形式とさせていただいております。委員の皆様には御協力をいただき、感謝を申し上げます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。1枚目に、議事次第、続きまして、資料1といたしまして、国土審議会離島振興対策分科会の委員名簿、資料2-1といたしまして、離島振興基本方針（案）概要、資料2-2といたしまして、離島振興基本方針（案）の本文、資料3-1といたしまして、令和3年度に離島振興に関して講じた施策（概要）、資料3-2といたしまして、こちらの本文がございます。資料4といたしまして、厚生労働省さんの離島地域における介護サービスの提供体制の確保についてという資料がございます。

また、本日、逢坂誠二特別委員が御欠席でございますが、書面にて、御意見の提出をいただいておりますので、資料4の後ろにA4、1枚の書面を併せて配付をさせていただいております。最後に、参考資料として関係法令を付けてございます。不備がございましたら、事務局の者にお申しつけいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、続きまして、本日の会議でございますが、国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員総数20名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただいておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の会議の公開について申し上げます。国土審議会離島振興対策分科会運営規則の規定によりまして、本会議の議事は公開とした上で、議事録については、委員の皆様にご確認をいただいた後、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

では、続きまして、当分科会の委員の御紹介をさせていただきます。前回の会議以降、新たに御就任をいただきました方もいらっしゃいますことから、改めて委員の皆様全員の御紹介をさせていただきたいと存じます。

資料1を御覧ください。まず、名簿順でございますが、国土審議会の委員から当分科会の委員に御就任いただいている委員を御紹介いたします。梶山弘志委員でございます。

【梶山委員】 よろしく御願いいたします。

【駒田離島振興課長】 小田切徳美委員でございます。

【小田切委員】 よろしく御願いいたします。

【駒田離島振興課長】 続きまして、衆議院から御推薦をいただきました委員を五十音順で御紹介いたします。

石原宏高特別委員でございます。

【石原特別委員】 よろしく御願います。

【駒田離島振興課長】 逢坂誠二特別委員については、本日、御欠席でございます。

続きまして、空本誠喜特別委員でございます。

【空本特別委員】 よろしく御願います。

【駒田離島振興課長】 続きまして、谷川弥一特別委員でございます。

【谷川特別委員】 よろしく、どうぞ。

【駒田離島振興課長】 続きまして、濱地雅一特別委員におかれましては、ウェブから御参加をいただいております。

【濱地特別委員】 よろしく御願い申し上げます。

【駒田離島振興課長】 続きまして、細田健一特別委員でございます。

【細田特別委員】 よろしく御願いいたします。

【駒田離島振興課長】 参議院から御推薦いただいた委員を五十音順で御紹介いたします。青木一彦特別委員、本日御欠席でございます。

仁比聡平特別委員でございます。

【仁比特別委員】 よろしく御願いいたします。

【駒田離島振興課長】 山本順三特別委員でございます。

【山本（順）特別委員】 よろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 山本博司特別委員でございます。

【山本（博）特別委員】 どうぞよろしく願い申し上げます。

【駒田離島振興課長】 続きまして、都道府県知事からの委員を御紹介いたします。

大石賢吾特別委員、本日御欠席でございます。

塩田康一特別委員、本日御欠席でございます。

丸山達也特別委員、本日御欠席でございます。

続きまして、市町村長からの委員を御紹介申し上げます。小林嘉文特別委員、ウェブから御参加いただいております。

【小林特別委員】 よろしく願いします。

【駒田離島振興課長】 山下奉也特別委員でございます。

【山下（奉）特別委員】 よろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 渡辺竜五特別委員、ウェブから御参加いただいております。

最後に、学識経験者を御紹介いたします。矢ヶ崎紀子特別委員、ウェブから御参加いただいております。

【矢ヶ崎特別委員】 矢ヶ崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 山下東子特別委員でございます。

【山下（東）特別委員】 よろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 次に、国土交通省からの出席者を御紹介させていただきます。

石井国土交通副大臣でございます。

【石井国土交通副大臣】 よろしく願いします。

【駒田離島振興課長】 古川国土交通大臣政務官でございます。

【古川大臣政務官】 どうぞよろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 木村国土政策局長でございます。

【木村国土政策局長】 どうぞよろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 吉田大臣官房審議官でございます。

【吉田大臣官房審議官】 よろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 また、厚生労働省から老健局認知症施策・地域介護推進課の笹子課長が出席しております。

【笹子認知症施策・地域介護推進課長】 よろしく願いいたします。

【駒田離島振興課長】 そのほか、離島振興に取り組んでいる関係省庁・関係部局からもウェブ形式で参加をいただいております。

それでは、議事次第に沿いまして、分科会長の互選に入らせていただきます。これまで、分科会長を務めていただいた塩谷立議員が国土審議会委員を辞任されたことに伴い、新たに分科会長の選任を行う必要があります。分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから、当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙することとなっております。

したがいまして、梶山委員、小田切委員のお二人の中から推薦することとなります。御推薦がございましたら、お願いいたします。

【小田切委員】 (挙手)

【駒田離島振興課長】 小田切先生、お願いいたします。

【小田切委員】 大変僭越ではございますが、私から梶山委員を推薦させていただきます。

梶山委員は、広く国政に関わって、経済産業大臣、あるいは地方創生担当大臣などをお務めになっております。本委員会は、国会議員、あるいは、地方自治体の首長、そして研究者など、幅広いメンバーが集まっておりますので、梶山委員のお力をぜひお借りしたいと思っております。

僭越ですが、私から推薦させていただきたいと思っております。

【駒田離島振興課長】 今、小田切委員から御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【駒田離島振興課長】 特段御異議がないようでございますので、梶山弘志委員に御就任いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。(拍手)

では、梶山分科会長から御挨拶をお願いいたします。

【梶山分科会長】 ただいま、皆様方から御選任をいただきました梶山弘志でございます。どうぞよろしく願いをいたします。離島地域は、四方を海に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続をし、高齢化が急速に進展するなど、大変厳しい状況に置かれていると理解をしております。

そうした中、昨年臨時国会において離島振興法の改正が全会一致で成立をいたしま

した。法改正においては、法の期限が10年間延長されるとともに、都道府県の責務が新たに設けられたほか、医療、介護、情報通信をはじめとする配慮規定の充実がなされたこと承知をしております。改正法に沿って離島振興施策を着実に推進し、定住の促進を図っていくことが大変重要な課題であります。

また、今後の離島振興においては、ICT等の先端技術を活用し、離島の持つ隔絶性を解消する試みや、島外の人材を活用する視点が大変重要になってくると考えております。私自身も、分科会長として皆様と一緒に離島振興に全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【駒田離島振興課長】 ありがとうございました。

次に、議事に先立ちまして、石井副大臣より御挨拶申し上げます。石井副大臣、お願いをいたします。

【石井国土交通副大臣】 ただいま御紹介いただきました、国土交通副大臣の石井浩郎でございます。本日は、梶山分科会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきました。深く感謝申し上げます。

昨年11月に離島振興法が改正されまして、改めて離島の重要性というものを再認識されたと思っております。しかしながら、人口減少や高齢化が進みまして、とりわけ小規模な離島におきましては、商店が閉鎖をして買物の環境が失われると、そういった課題も生じてきております。

また、離島地域全体で見ましても、令和2年の国勢調査によりますと、平成27年に比べて人口が約10%も減少しております。このため、国土交通省といたしましては、今後10年間、特に気を引き締めて離島振興対策に臨む必要があると考えております。

本日、御審議いただきますのは、離島振興に関する基本方針の案についてでございます。この基本方針は、今後、都道府県において離島振興計画を策定していただく際の指針となるものでございますし、今般の改正法を踏まえまして内容を充実させる必要がございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、活発な御審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【駒田離島振興課長】 ありがとうございました。それでは、これから議事を開始いたしますので、報道関係の方は御退室をお願いいたします。

それでは、議事の進行について御説明申し上げます。ウェブで御出席の委員の皆様におかれましては、事前に事務局よりお送りしております資料を御参照いただきますか、または各説明事項に合わせて書面を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら参加をいただきたいと思います。

御発言の際には、御来場いただいている委員の方々も、ウェブで参加されている委員の方々も、梶山分科会長の指名に従って御発言いただくようお願いいたします。

その際、お手数ですが、御自身のお名前をおっしゃってから御発言くださいますよう、御御協力をお願いいたします。御来場いただいている委員の方々におかれましては、御発言の御希望等がございましたら、挙手をいただきまして、梶山分科会長の指名の後、お席に設置しておりますマイクスタンドのスイッチをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただくようお願いいたします。

ウェブで参加されております委員の方々におかれましては、御発言の御希望等がございましたら、手を挙げるボタンなどでお知らせをいただきたいと思います。梶山分科会長の指名の後、音声の設定をオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたら、再度同じボタンを押していただくと、手を降ろしていただくこととなりますので、音声もオフに戻していただくようお願いいたします。

円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言をされる除いて、音声の設定をミュートにいただきまして、画面のカメラにつきましては原則オンという形をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、梶山分科会長にお願いしたいと思います。

梶山分科会長、よろしくお願いいたします。

【梶山分科会長】 それでは、本日の議事に入りますが、国土審議会令第2条第6項の規定により、小田切徳美委員を分科会長代理に指名させていただきたいと思っております。

小田切委員、よろしいでしょうか。

【小田切委員】 はい、承知いたしました。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。本日の議事の1つ目は、離島振興基本方針（案）についてでございます。昨年11月に離島振興法の改正法案が成立し、離島振興基本方針もこれに沿ったものとする必要があります。このたび、主務大臣より策定に当たり、国土審議

会に意見を求められておりますので、まずはその離島振興基本方針（案）について、事務局より御説明を願います。

【駒田離島振興課長】 では、資料２－１、資料２－２に基づきまして御説明をさせていただきます。本文は、資料の２－２ということでお配りをさせていただきますが、説明は、資料２－１の離島振興基本方針（案）概要を用いまして御説明をさせていただきます。

本日、お諮りしております離島振興基本方針の位置づけでございますけれども、こちらは、主務大臣が離島振興対策実施地域の振興を図るため、国土審議会の意見を聞いて定めるものでございます。関係都道府県は、離島振興基本方針に基づきまして離島振興計画を定めるということになってございます。

４ページをちょっとおめくりいただければと思います。参考の２ということで、離島振興法の一部を改正する法律の概要を添付させていただいております。先ほど、御挨拶の中にもございましたけれども、昨年の臨時国会におきまして、議員立法にて全会一致をもって成立しておりまして、１１月２８日に公布、本年４月１日の施行が予定されてございます。

右側のほうに、今回この離島振興法の一部を改正する法律で改正された事項を緑の枠の中に記載をしております。こちらで、大きく配慮規定の充実をはじめとした改正が行われましたので、今回、その内容を主務大臣が定める離島基本方針に反映させるということで、今回、案をつくらせていただいております。

資料の１ページ目にお戻りください。離島基本方針の構成でございます。こちらは、現行の離島振興基本方針の構成を踏まえつつ、今申し上げましたとおり、改正離島振興法の内容を受けまして、基本方針の内容を大きく充実を図ることとしております。

では、具体的に離島振興基本方針に、今般の法改正を受けまして追加した項目について、３ポツで御説明を申し上げます。

まず（１）でございますが、序文、離島振興の意義及び方向という部分。まず、序文におきまして、離島地域の抱える課題として、医療・介護、教育、交通等の内容を改めて整理をして記載をしております。また、今回の法改正におきまして、離島の役割として追加をされました再生可能エネルギーの導入及び活用を離島振興の意義に、また、離島振興法の目的規定におきまして、島外人材を巻き込んでいく視点の追加がなされましたので、離島振興の方向におきまして、関係人口のような継続的に離島地域と関係を有す

る島外人材の創出等が重要である旨を記載してございます。

(2)といたしまして、国の支援の基本的考え方という構成の中におきまして、今回の法改正で盛り込まれました都道府県の責務ということに記載してございます。市町村相互の広域連携、情報の提供等といった離島市町村への支援の努力義務を基本方針にも記載してございます。また、国による規制の見直しへの配慮も併せて記載をしてございます。

2ページ目でございます。(3)離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項でございます。こちらは、まず離島振興計画の記載事項につきまして、今般の法改正におきまして計画の目標期間であるとか、地域の特性に応じた産業振興に関する事項、都道府県による市町村への支援事項というのを記載事項として充実が図られましたので、この点、都道府県が作成する離島振興計画策定に当たっての留意事項として、基本方針にも記載をしてございます。

以下、各論でございます。まず、②でございますけれども、交通に関しましては、法改正におきまして、ジェットfoilやその他船舶の更新や新造の支援、航空機の購入支援が盛り込まれましたので、この点を基本方針にも明示をしてございます。併せて、法案の附帯決議におきまして、架橋整備の際に地域の実情に応じた指定解除の検討という附帯決議がございましたので、こうした検討が重要である旨も基本方針に記載をしてございます。

3番目、通信でございます。超高速ブロードバンド整備の本土との格差是正といったことに加えて、今般の法改正では、そのブロードバンドの維持管理というのも法の規定に盛り込まれましたので、その旨。また、ICT技術による遠隔医療や遠隔教育などの支援も重要である旨を記載してございます。

④でございます。改正法におきまして、場所に制約されない働き方への対応というのが明示をされましたので、リモートオフィス等の整備等に取り組む旨、また、高齢者の就業促進について記載をしてございます。

⑤でございます。定住促進に当たりまして、今回の法改正におきましては、空き家の有効活用ということが盛り込まれてございますので、空き家の改修や家財道具等の処分等の取組について、また、法の審議過程でございました、物価格差に関する実態把握や、支援の在り方の検討ということも、基本方針に盛り込んでございます。

⑥でございます。医療の充実に関しまして、医師の確保、巡回診療といったことに加

えまして、オンライン診療などの遠隔医療が法改正でも盛り込まれましたので、この点、また、救急医療体制等、こうした医療の充実に関しまして、問題の所在を把握、分析し、制度に反映させる旨。

また、⑦は介護でございますけれども、島内人材の活用による介護従事者の確保、また、介護ロボットの導入といったこと。また、障害者福祉につきましても、法改正に盛り込まれておりますので、併せて記載をしております。

⑧教育でございますが、教職員定数等の配慮に加えまして、法改正で盛り込まれました遠隔教育、離島留学といったことにつきましても、基本方針に明示をしております。

⑨でございますが、地域の実情に応じた活用等の再生可能エネルギーの利用の推進、また、⑩といたしまして、防災対策における事前防災・減災等に資する国土強靱化について、基本方針に新たに盛り込んでいるところでございます。

また、法改正におきましては、感染症が発生した場合における住民生活の安定等への配慮、また、小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等への配慮も盛り込まれてございますので、この点も基本方針に盛り込みますとともに、法は10年の延長でございますが、法の附則におきまして、新法の施行から5年経過後の施行状況の検討と、その結果に基づく必要な措置について規定がございますので、この点、基本方針においてもフォローアップの必要性を盛り込んでいるところでございます。

今後の予定でございますが、本日御審議を賜りまして、法が4月1日の施行でございますので、3月中には離島基本方針の官報掲載を図りたいと思っております。

次の参考1におきまして、今後といたしまして、この基本方針に基づき、都道府県のほうで離島振興計画を市町村案を基に作成し、実施していく体系を記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。まずは、この案文について、修正などの御意見や御質問があれば伺いたいと思います。これに関連した運用や振興施策などの御意見、御質問は、後ほどお時間を設けておりますので、まずはこの案文自体に御意見、御質問があればお願いをしたいと思います。ありませんか。よろしいでしょうか。

本基本方針（案）の案文につきましては、特段、御意見もないようですので。ありますか。ごめんなさい。

どうぞ。

【小林特別委員】 離島振興計画の策定に当たっての指針となるべき基本的事項の中の3番の超高速ブロードバンド整備の本土との格差是正というところがあるんですけども、本土との格差是正も、これ、1つ、大きな課題なんですけれども、これ全部離島と、一部離島で大分格差がありまして、特に内海離島の場合はほとんど補助率は2分の1のみなんです。環境は離島である限りどこも一緒なんですけれども、ほとんど一部離島の場合は、こっち側の陸地部から敷設をしていかないと、補助対象になかなかならないという現状があるんです。全部離島、あるいは内海離島、一部離島を同じような扱いにさせていただきたいというお願いでございます。

その辺の一步踏み込んだ、要は格差の是正をお願いしたいということでございます。

笠岡市の場合は、全部で有人離島は7島ありまして、今約1,500人の島民の皆さんがお住まいなんですけれども、一番遠いところで、約20キロ離れているわけです。これ、島が7つに分かれて、住民がお住まいになっていまして、それぞれに海底ケーブル等を敷設すると、全体で40億ぐらいかかる。大体総額が40億ぐらいの海底ケーブルの費用がかかるんですけれども、今のところ、そこに全く手が届いていない状況で、その辺、内陸の一部離島に対しても、格差の是正をぜひお願いしたいというものでございます。よろしく申し上げます。

【梶山分科会長】 事務局から回答をお願いいたします。

【駒田離島振興課長】 すみません、総務省さん、お答えをお願いいたします。

【総務省】 総務省ブロードバンド整備推進室の尾崎でございます。光ファイバーの整備の担当をさせていただいています。今、笠岡市様からお話しいただいたとおり、離島とか過疎地域をはじめとして、条件不利地域において市町村様であったり、民間事業者様が光ファイバー整備をする場合、それに対して高度無線環境整備推進事業という形で支援をさせていただいているところでございます。

既に通常、自治体様が整備される場合につきましては、民間事業者様が整備する場合に比べまして、高い補助率を設定させていただいていますほか、離島地域の自治体様であったり、離島地域を整備する場合、そちらにつきましても、その他の条件不利地域に比較しまして、整備率を高く設定させていただいております。

今ちょっとお話のありました一部離島と全部離島の区分につきましては、今後検討させていただければと思っておりますので、この辺につきましても、検討させていただければと思っております。

以上でございます。

【梶山分科会長】 どうぞ。

【小林特別委員】 すみません、ぜひとも検討をよろしくお願いします。これ、診療所が週に1回開くぐらいのもので、これからリモート診療等をどんどんやっていきたいんですけども、飛ばしていると、画像が止まったり、全然届かなかったりするもので、やはり海底ケーブルの敷設というのがどうしても必要になってきますので、ぜひとも内陸の一部離島に関しても、同じように格差がないように支援をよろしくお願いします。

【総務省】 ありがとうございます。承認いたしました。

【梶山分科会長】 DXを進めていくに当たって大変重要な課題だと思っておりますので、今後の検討課題として受け止めておきます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。本基本方針（案）の案文の修正、今御意見でいただきましたので、案に対する当分科会からの修文というか、今の提案の課題としての受け止めにつきましては、私に御一任をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただき、私から会長の同意をいただいた後、主務大臣に答申をしていただくよう手続を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議事に入ります。令和3年度に離島の振興に関して講じた施策について、事務局より報告をお願いいたします。

【駒田離島振興課長】 では、資料3-1、3-2について御説明を申し上げます。資料3-2が本文でございますが、資料3-1の概要を用いまして、御説明をさせていただきます。令和3年度に離島振興に関して講じた施策ということで、こちらは離島振興法第21条の2の規定に基づきまして、毎年度、離島振興に関して講じた施策について、国土審議会離島振興対策分科会に報告するものでございます。

1番目が包括的な取組でございます。地域活性化を推進し、定住の促進等を図るための支援ということで、国土交通省で行っております離島活性化交付金事業の実績について、記載をしております。戦略製品の開発や輸送支援等といった産業活性化事業、定住誘引事業、倉庫の整備等の流通効率化関連施設整備等事業、交流促進事業、避難施設の整備等といった安全安心向上事業といった事業に、令和3年度は59市町村、178件の実績がございました。

右側でございますが、今、国土交通省のほうでは、スマートアイランドということで、

I C T新技術の実装を図るための実証調査を実施しております。令和3年度は9市町村にて実施を行いました。

続きまして、2ポツ以降は、現行の基本方針の項目に沿いまして各論の事項を整理してございます。この白丸と黒丸の区別でございますが、黒丸の事業というのが離島のみを対象としている事業ということでございます。2ポツの(1)の2番目の黒丸にございますが、離島航路及び離島航空路における人の往来、物資の流通に要する費用の低廉化ということで、令和3年度は航路運営費として114事業者、127航路、航空路運航費として、4事業者10路線に対して支援を行っております。

また、右側が通信でございますけれども、高度無線環境整備推進事業によりまして、超高速ブロードバンド基盤の整備等が実施されてございます。

3番目、農林水産業の振興等の産業振興でございます。農林水産業の振興につきましては、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金といったものが活用された支援というのが行われておりますとともに、(2)の黒丸でございますが、離島漁業再生支援交付金を活用して、海洋資源の高付加価値化、体験漁業等の地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組の支援というのが、57市町村で行われてございます。

4の雇用、職業能力の開発でございますが、地域雇用開発助成金や、地域雇用活性化推進事業といった事業による支援が行われてございます。

また、5の生活環境の整備につきましては、各種制度を活用されて、汚水処理に関する取組が推進されるとともに、廃棄物施設の整備等が推進されております。

6番目、医療の確保でございますが、へき地保健医療対策費を活用された支援が163の施設で、令和3年度は行われてございます。

次、2ページでございますけれども、離島の妊婦・出産に係る支援の経費ということで、こちらについては特別交付税措置が行われてございます。

8番目、介護サービスの確保等ということで、これは後ほど厚生労働省さんから詳細な制度の御説明があろうかと思いますが、令和3年度におきましても特別地域加算だったり、それに対する助成金の交付といった支援がとられているところです。

9番目、福祉でございます。まず、高齢者福祉として介護施設を整備するに際しての支援、またへき地保育所の運営に要する費用の補助といった取組が行われております。

10番目、教育でございますけれども、まず高校等未設置の離島の高校生に対する通学等の支援といったものが行われております。さらに、離島留学におきまして、これは

国土交通省のほうで離島活性化交付金を使いまして、里親が担う日常的な養育に係る費用や寄宿舎の整備といったものに支援させていただいておりまして、令和3年度につきましては66校の離島留学について支援をしてございます。

また、文化に関しましては、国指定等文化財の保存・活用等の各種事業の補助が行われております。

11番、観光でございますけれども、エコツーリズム、農泊等の取組が推進されますとともに、また12の国外と地域との交流促進にも関わりますが、滞在交流型の観光等の取組の支援といったものが行われております。

併せて、国土交通省では、令和3年度は離島と都市間の交流事業であるアイランダーをオンラインにて開催をしてございます。

13番、自然環境の保全、再生ということで、例えば海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海洋ごみの回収・処理等が59件ございました。

また、エネルギーに関しましては、離島のガソリン流通コスト対策事業を活用したガソリン小売価格の引下げという支援が149の島で行われております。

また、防災に関しましては、国土保全施設の整備、また避難施設、備蓄倉庫、通信施設の整備等が行われてございます。

概要は以上でございます。

引き続きまして、前回、4月15日の第20回の分科会におきまして、離島の介護につきまして、別途説明を求めることとなっておりますので、厚生労働省のほうから説明をお願いいたします。

【笹子認知症施策・地域介護推進課長】 厚生労働省老健局の担当課長でございます。お手元の資料4に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、冒頭、厚生労働省のスタンスでございますけれども、どの地域においても必要なサービスが確保されるように、人材確保を含め地域の実情に応じた必要な方策を検討していくということは極めて重要かと考えております。一方で、我が国は2040年頃に高齢者人口がピークになりますので、とりわけ都市部においては介護人数急増が見込まれる。一方で、介護人材不足は全国的な課題ということでございますので、今回の改正法に盛り込まれたようなICT技術等の活用を含めてしっかりと取り組んでいくということが必要かというふうに考えております。

その中で離島でございますけれども、地理的な条件が厳しく、介護サービス提供に活

用できる地域資源も限られるということがございますので、改正法の趣旨も踏まえて、施策の拡充も行う予定でございます。都道府県とも連携して、個々の状況も伺いながら、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

お手元の資料でございますけれども、たくさんメニューはございます。例えば①、離島等サービス確保対策事業、これはヘルパーの養成とか、人材確保に重点を置いた様々な事業を実施していただくものでございます。財政当局とも調整いたしまして、令和5年度より予算増額、補助率の引上げ、事業メニューの拡充、こういったことをさせていただきます。

また、②、介護福祉士の修学資金の貸付け事業というものがございます。これは、例えば学費であるとか、入学準備金であるとか、就職準備金とか。就職準備金であれば20万円でございますけれども、そういったものを貸し付けるという事業でございますが、現在、過疎地域では返還免除となる従事期間、介護事業所に従事して5年たてば、返済免除というものが、過疎地域では3年ですが、赤にございますように、令和5年度より過疎地域以外の全ての離島に拡大して適用を予定しているということでございます。

また、③にございますように、離島等の地域外から介護サービス事業所に就職されるための赴任費用とか、あるいは、就職説明会、こういった開催の費用も補助させていただいています。

さらに、介護ロボット・ICTの導入支援事業、こちらにつきましては、一定の要件を満たすものについては4分の3を下限にするという、そういった措置もとらせていただいております。さらに⑤でございますけれども、今回の改正法の趣旨とも通ずるところがございます。介護における生産性を向上するために、都道府県が主体となって、生産性を向上するための、いわゆるワンストップ窓口を設置する経費を補助予定でございます。

併せて、今国会、私ども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法とか、様々な法律を改正する法案を提出させていただいておりますけれども、介護保険法につきましても改正させていただきまして、都道府県に対し、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する取組、これが促進されるよう努める旨の規定を新設する予定でございます。

また、2ページ目でございます。やはり事業所の収入というものは極めて重要でございます。例えば⑥、これは人員基準の一部緩和というものでございますけれども、離島

等相当サービスというものが介護保険法上規定されています。これは、例えば訪問介護であれば、ホームヘルパーという資格を有した人がサービスを提供するわけですが、離島等において自治体の独自の基準で保険給付の対象とすることができるというものでございます。

私が承知している例で申し上げれば、例えば要介護3以上の同居者を介護している家族の方に対して保険給付をすると、そういったこともしておりますし、先ほど離島振興課長から御紹介がありました離島地域の事業者については、15%介護報酬を上乗せすると、そういった措置もとらせていただいているところでございます。

また、⑨を御覧いただきますと、様々な施設整備費の補助がございます。これにつきましては、離島等に事業所が所在する場合には補助単価8%の加算ということで、これも上乗せするとともに、令和5年度、さらに補助メニューを広げていくというようなことも行っているところでございます。

以上、申し上げたようなことも通じまして、しっかりときめ細かな対応をしてみたいと存じております。以上でございます。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告や、それ以外でも結構ですので、離島振興全般についての御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

石原委員。

【石原特別委員】 すみません、介護についてよく聞くのは、介護保険料を払っているのに、最終的に施設に入るときには、移動してサービスが受けられるわけですが、やっぱり訪問介護とか、入浴とかが、小さな離島だと受けられないと。だから、保険料を払っているのにサービスが受けられないと。

私も伊豆諸島に小さな島があるので、厚労省にちょっと調べていただいて、御蔵島とか、利島とか、300人ぐらいのところでは、やっぱり事業者もおられなくて、訪問介護のサービスが受けられないと。また、ただ、自治体で入浴サービスは提供しているというケースがあるんですけれども。統計的な数字を調べると、離島で全部で調べてしまうと、サービスが大きなところを含んで実体が見えなくなってしまうので、今後、調査をする中で、1万人以下がいいのか、1,000人以下がいいのか分かりませんが、少しブレイクダウンして、ぜひこの介護の状況を調べていただければというふうに思います。

【笹子認知症施策・地域介護推進課長】 厚生労働省でございます。重要な御指摘と

認識しております。ある都道府県においては、離島における医療・介護資源ということでもしっかりと調査されている自治体もございます。改正法の趣旨も踏まえて、都道府県ともよく連携しながら、きめ細かく状況を把握して対応してまいりたいと存じます。

【梶山分科会長】 山本委員、どうぞ。

【山本（博）特別委員】 山本でございます。今回の離島振興法改正に当たりまして、公明党としても、その後、屋久島と、それから鳥羽の答志島とか、菅島を訪問させていただきまして、この基本方針をどんな形で進めていくかということと併せて、予算等についても議論したわけでございます。

その中でも1つ、小規模離島ということが具体的にこの中に方針が盛り込まれております。先ほど、笠岡市の小林市長からもお話がございましたけれども、やはりこの小規模離島での様々な課題ということで、身近に今回、買物支援とか移動支援の予算が反映されているということでございますので、それを具体的に御説明いただきたいというのが1点。

同じく、鳥羽市で遠隔医療を実際やっていらっしゃる現場にも行かせていただきました。スマートアイランドのこの費用を使ってやっていらっしゃる実装実験でございましたけれども、かなり具体的な形で推進されているということで、これは全国にも展開できるのではないかと思います。こうした遠隔医療を含めて、さらに促進をすべきではないかと思うんですけれども、こういった点に関して2点、御確認をしたいと思います。

【梶山分科会長】 事務局よりお願いいたします。

【駒田離島振興課長】 国土交通省から御説明申し上げます。まず、小規模離島への支援でございますけれども、今、国会に提出させていただいております令和5年度予算案におきまして、離島活性化交付金のメニューを拡充してございます。新たに、今離島活性化交付金といたしまして、例えば買物の支援だったり、高齢者の支援等、小規模離島等生活環境改善事業ということで、新たにメニューに加えまして自治体の皆様方を御支援できるように、予算のメニューの拡充を図ってございます。

また、先生御指摘のスマートアイランド、鳥羽市さんは遠隔医療の取組、また介護についても今しておられますけれども、非常に、ICTを活用した、こういった実証というのは重要だと考えています。令和5年度予算におきましても、スマートアイランド実証調査の予算を計上させていただいておりますので、引き続きそういう離島における課題のICTの活用というのは進めてまいりたいと思います。

実証から、次、実装へというフェーズに入ってこようかと思えます。こちらにつきましても、離島活性化交付金の中でデジタル技術等新技術活用促進事業ということで、まさにスマートアイランドで実証したことを、今度実装へ、また横展開へといったことについても、自治体の皆様方を支援できるように、離島活性化交付金のメニューを拡充してございますので、我々としてもしっかり御支援していきたいというふうに考えております。

【梶山分科会長】 遠隔医療について、厚労省、補足、何かありますか。

【駒田離島振興課長】 ウェブのほうから、医政局さん、よろしく申し上げます。

【厚生労働省】 医政局地域医療計画課でございます。離島におけるオンライン診療等の遠隔医療の導入につきましては、令和6年度から始まる第8次医療計画の策定に向けた検討会におきまして、都道府県においてオンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を行うよう、へき地の医療体制構築に係る指針でお示しするとともに、遠隔医療に関する補助金による支援や、好事例の紹介等による技術的な支援を行うというふうに取りまとめられております。

こちらを踏まえまして、令和4年度中に第8次医療計画に係る基本方針や、医療計画作成の指針に盛り込みまして、令和6年度から始まる都道府県の医療計画に反映される予定になってございます。

また、遠隔医療の実施に必要な通信機器等の設備に対する財政支援も行っておりまして、引き続きこうした財政支援の措置を講じてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【山本（博）特別委員】 はい。

【梶山分科会長】 ほかに御意見ありますでしょうか。どうぞ。

【空本特別委員】 衆議院の空本でございます。よろしくお願いいたします。海洋ごみと水産業、そして港湾に係る話なんですけど、令和3年8月に小笠原での海底火山の噴火がございまして、そのときに噴火由来の軽石とか、そういったごみが出てきたと。それが離島に漂着する。また、本土のほうにも漂着して、そして水産業等への影響もあり、また、港湾への影響もあったと。

今、災害に対しては防災を中心とされているんですが、災害が起きた後の事後対策、国土交通省では港湾、農水省さんは水産業、また環境省さんはそのごみの処理対策、こ

ういったもので事後対策についても、何らか考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【梶山分科会長】 事務局、お願いいたします。

【駒田離島振興課長】 では、ウェブのほうで国交省の港湾局、また農水省さん、環境省さん、お答えできるでしょうか。

【国土交通省】 港湾局の馬場と申します。今御指摘いただきました噴火の関係で、各離島の港湾に軽石等が漂着して、物資の供給が途絶えるといったような、そういった危機がございました。漂着当初は、その軽石を除去するというので、港湾局、総力を挙げまして、その軽石の除去に努めさせていただきました。

こういった特殊な事例というのは今まで経験がなかったものですから、かなり手探りで行ってまいりましたけれども、今回の中で効率よく除去をするための技術開発ですか、あるいは、こういった形で除去すれば、非常に効率よく防げるのではないかという事例集なども作成させていただいております。

こういったことを各自治体の皆様にも広く周知をさせていただいております。今後とも、ソフト対策を含めてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

【梶山分科会長】 事務局、ほかにありますか。いいですか。

【駒田離島振興課長】 農水省さん、環境省さん、いかがでしょうか。

【農林水産省】 農林水産省です。今御指摘の件につきましては、国交省とも、環境省とも、いろいろまた御相談させていただきまして、今後の検討課題としていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【空本特別委員】 お願いします。

【梶山分科会長】 離島のなりわいに関する大変重要な課題だと思いますので、連携をして、しっかりと対応していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

【駒田離島振興課長】 環境省が手を。

【梶山分科会長】 環境省さん、すみません。

【環境省】 ありがとうございます。環境省の細川と申します。環境省でも、海岸漂着物の処理について、自治体の支援の予算も確保しております。先ほど御指摘いただいた、火山の噴火に伴いまして、鹿児島県、沖縄県等で軽石の漂着が見られたときも、この予算を使いまして、支援させていただいたところがございます。

こういった事業の実施を通じて、各市町村での海岸漂着物のごみの回収処理を、引き続き支援させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。

細田委員。

【細田特別委員】 ありがとうございます。新潟の細田でございます。よろしく願いいたします。まず、改めて離島振興の一部改正、10年延長を含めて、これが各党の御賛同をいただき、また国土交通省のバックアップもいただいて無事に成立したということ、改めて御関係の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思っております。

その上で、2つほど申し上げたいんですけれども、1つは、この改正離島振興法の趣旨を呈して、これは離島振興は大変だと思っておりますけれども、特に赤字でつけ加わった分、ここはやはり来年予算、あるいは具体的な政策にどう反映されているかということ、これは各省をよく督励させていただきたいと思っております。

また、必要があれば、当然我々も声を上げていきますので、そこは政府の中、あるいは各党とも連携をとりつつ、ぜひ。この離島振興法の、特に改正された部分の趣旨を踏まえた政策が遂行されるように、御尽力をいただきたいと思っております。これが1点目です。

2点目は、特にその中でも、都道府県によるいわゆる努力義務が新設されたということです。これは、例えば今日、離島振興に講じた国の施策の例えば一覧表、このようなものというのは作成いただいておりますけれども、これ、例えば都道府県レベルでこういうものをつくってみるとか、あるいは、各都道府県ごとに担当課なんかがおられると思うんですけれども、当然国の支援と都道府県による支援というのは車の両輪だと思いますので、そこは、都道府県がこういう改正を受けて、さらに離島に対する支援を充実するように、ぜひ離島振興課としても御尽力いただきたい、いただければ大変ありがたいと思っておりますので、ぜひその点よろしく願いいたします。

【梶山分科会長】 事務局からお願いいたします。

【駒田離島振興課長】 今回の改正離島振興法を受けました施策の展開ということで、改正法の議論を踏まえまして来年度の予算に反映されているところもありますが、まだまだというところもあろうかと思っております。こちらにつきましては、これからも関係省庁と引き続き議論しながら、改正離島振興法の趣旨にのっとった離島施策の展開を図れるよう、我々とも各省庁さんと相談調整を図っていきたいと考えております。

また、都道府県の責務について、先生の御指摘は具体的に努力義務が規定されたことが、どう市町村まで反映されているかという趣旨だと思います。我々、これから都道府県から離島振興計画を受け取るプロセスに入りますので、その過程でも市町村への支援といったことがどういうふうに盛り込まれているのか、そこは都道府県にもよく確認をし、また必要に応じて助言をしていきたいと考えているところでございます。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

仁比先生。

【仁比特別委員】 日本共産党の仁比聡平でございます。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと介護に戻るんですが、特別地域加算の関係でこれまで御努力いただいているんですが、実際島でこの特別地域加算が行われているところでも、やっぱり島内人材の確保のためには、抜本賃上げがとても大事だと、あるいは決め手だというようなお話はやっぱり伺うんですね。実際、島で子育てをしながら、そんなにぜいたくじゃなくても、暮らしていける水準の賃金が担い手にきちんと保障されるというふうにしていくためには、もともと介護の分野の賃金の低さということが問題になっている中で、15%というふうに頑張っているんだけど、まだまだ足りないという声は、率直に言っていたくさん聞くと思うんです。

今回も、令和5年度についての新たな施策という御発言はなかったので、島の側のそういうニーズを厚労省がどんなふうに捉えておられるか。私は、抜本引上げを検討していくべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【梶山分科会長】 厚労省、お願いいたします。

【笹子認知症施策・地域介護推進課長】 御指摘ありがとうございます。冒頭、私、申し上げたとおり、どの地域においても必要なサービスが提供される、確保されるという、そういったことを含めて、地域の実情に応じた必要な方策というものは、これは私どもの審議会においても指摘がされ、来年度は診療報酬と介護報酬の同時改定でございますので、1つの全体としてのテーマになろうかと思っています。

その上で、賃上げでございますけれども、御案内のとおり、これまで各種処遇改善の取組をさせていただいて、さらに岸田政権になってから9,000円相当の賃上げをするということで、補助金及び介護報酬改定ということをさせていただいたところです。そういった状況なども見ながら、今申し上げたようなことも含めて、どのようなことが対

応できるかというのは、引き続き検討していくべきかと思っております。離島地域において、先ほど申し上げたとおり、人材確保がとりわけ厳しいということについては、私も聞いているところでございます。

ですので、そういったお声というものもしっかり受け止めながら、全体として考えてまいりたいというふうに思います。

【梶山分科会長】 仁比委員。

【仁比特別委員】 この間の加算の件については、実際には届かない、あるいは、逆に分断を生むというような問題が指摘をされていて、それは島でも同じだと思いますので、とにかく島内人材で島の介護が担われていくという方向をぜひ作っていくために、努力していただきたいということを御要望しておきます。

ありがとうございました。

【梶山分科会長】 ウェブ参加の小林委員、お願いいたします。

【小林特別委員】 笠岡市ですけど、よろしいですか。離島留学に関してなんですけれども、笠岡市、先ほど説明しましたけど、離島は7島ありまして、高齢化率が80%、ほとんど子供はいないんですけれども、昔はほぼ全ての島に小中学校がありました。今は3校のみです。そのうち1校は、一番遠い六島というところに、生徒1人、先生は5人ぐらい毎日来ているんですけれども、そんな離島の小学校もあります。

小学校3年生で、1時間もかけて船になかなか乗れないということで、まだ1人の子供の小学校を維持しているというところなんですけれども。あと、真鍋島に中学校、そして北木島に小学校、全部で3校、まだあります。その中で、あちこちに廃校があるんですけれども、廃校を利用した離島留学をこの4月から始めます。

それで、ここは場所は飛島というところなんですけれども、そこに廃校がありまして、そこを活用するわけなんですけれども、8人の小中学生を募集をかけたして、4月から8人、小学校、中学校の子供たちが離島で生活をする。これは、東京、大阪、都会で心を病んでしまって、それで学校に行けなくなった不登校児童・生徒が対象になっています。

それで、今まで試験的にやってきたんですけれども、本当に朝起きれなかった、夜中ずっとゲームをしていた子供たちが、自分で朝7時に起きて、自分で朝御飯をつくって、島のおじいちゃん、おばあちゃんたちと交流をして、草刈りをしたり。この飛島はツバキが有名なんですけど、ツバキの実をちぎってくれたり、用水路の土起こしを手伝ってくれたりという、非常に離島ならではの効果が出てきています。

インターネットが通じないので、ゲームの対戦もできないというメリットもあるんですけども、本当にみんな元気になってきているんです。それで、8人で、これから本格的にこの4月からスタートしようと。スクールボートで安全に、30分ぐらいかかるんですけども、船に乗って30分ぐらい先の陸地部の小中学校に、海っぺた、海岸に学校がありまして、そこに通うということで、日頃の生活は島ですという事業をスタートします。

ところが、これ、旧学校の施設ということで、宿舎を改装しなければいけないということで、宿舎の改装代が二、三千万かかったんですけども、こういった費用は、今回は日本財団が負担をしてくれました。こういったアカウントはほとんどないんです。それで、内陸離島に関しては、先ほどの話と同じになるんですけども、ほとんど補助はありません。国境離島になると、いろんな手厚い補助があるんです。

こうやって、島に本当に小学校、中学校はたくさんあるんですけど、そういった宿舎を活用しても、補助金適正化法の問題も残っていますし、いろんなハードルがあっとうまく行かない。やっと今回、飛島というところで1校スタートするということになりました。それでも、親御さんたちは、毎月、3食つきで8万から9万円の宿舎の費用を負担しなければいけません。

ところが、国境離島になるとほとんど半額以下です。それで、非常に便利がいい、使い勝手がいいということになるんですけども、この瀬戸内海に浮かぶ本当に箱庭のような美しい景色の中で、ぽっこりと浮かんだ、波も穏やかで、本当に人間性も穏やかな人ばかりなんですけれども、そういったところで子供が元気に心を回復していく。この事業は、高齢者しかいないこの島で、島のおじいちゃん、おばあちゃんたちも元気に。

今までは、どんな悪い子供が来るんだろうかと、島の人たち、みんな心配をしていたんですけども、この1年間の試験運転で、本当に島の人たちも大歓迎してくれるようになって、島のおばあちゃん、おじいちゃんとの交流も深まって、将来はホームステイなんかもできるんじゃないかというぐらいに今考えてきているんです。

実際これ、瀬戸内海の小さな島でやろうと思うと、本当にハードルがあっとう、その月々の費用も高いと。こういった学校施設をさらに活用するためには、ぜひともこういった内陸離島と、それから国境離島との格差をぜひともなくしてほしいなという願いでございます。

それから、先ほど空本先生からもお話がありましたけれども、海ごみに関して一言だ

けをお願いします。笠岡を含めた瀬戸内海は底引きの船がたくさんあります。底引きの漁業がいいか、悪いかは置いておいて、漁師さんたちは底引きをして魚をとっているんですけれども、底引きの中にいっぱいごみが入ります。今、実態はどうしているかというところ、ほとんど海にまた戻しています。もう一回捨てます。

そんなもの、一々ごみをいっぱい持って帰っても、誰もその費用負担してくれるわけでもないし、漁師さんは残念ながら、タイヤとか、いろんなプラスチックごみとか、たくさん出てくるんですけれども、また大体は海に投げ捨てています。

これでは全然海ごみは回収できないわけです。そういったところにも、ぜひとも一定の費用負担があれば、漁師さんは多分持って帰って、海をきれいにしようという意識も高まっていくと思うんですよね。残念ながら、今魚を取るのに一生懸命で、そういったところにまだ配慮ができていない現状がありまして、その辺のアカウントもぜひともあればなというふうに思いました。

以上です。

【梶山分科会長】 ありがとうございます。時間を過ぎているんですけれども、簡潔に事務局から何かあれば、お願いいたします。

【駒田離島振興課長】 国土交通省でございます。離島留学に関しましては、離島活性化交付金におきまして、離島の学校で留学をされる場合の離島留学ということの寄宿舎の運営整備といったところは、離島活性化交付金のメニューとして加えさせていただいているところでございますが、また個別に市の方から、今の件についてお話をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

海ごみの件は、環境省さん、何か補足できることはありますか。

【梶山分科会長】 これは、また改めて事務局から回答させていただきます。貴重な御意見、誠にありがとうございます。まだまだ意見は尽きないんですけれども、時間の関係もございまして、これからの御意見、御質問に関しましては離島振興課、または関係省庁にお申し付けいただければと思っております。

また、冒頭、事務局よりお話がありましたけれども、本日欠席の逢坂誠二特別委員より、書面にて意見の提出がありましたので、申し添えておきます。

本日の議事は以上であります。離島といっても、それぞれの置かれた環境は違いますので、これらの基本方針がしっかりと実装できるように、予算の確保も含めて努力をしてまいりたいと思っておりますので、事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、最後に、古川大臣政務官に御挨拶をお願いしたいと思います。

【古川大臣政務官】 国土交通大臣政務官の古川康でございます。本日は、梶山分科会長をはじめ、委員の皆様方のリアル、そしてウェブでの御参加、また積極的な御発言をいただき、誠にありがとうございました。

4月1日から改正離島振興法を施行するわけですが、それを前にしての介護や教育、そして海ごみといった定住の基礎となる、基盤となる様々な課題についても御指摘をいただきました。一方で、超高速ブロードバンドの整備、小規模離島としての問題、都道府県の責務など、まさに改正法の中で言わば焦点が当たったという事柄について、様々な御意見を賜りました。

誠にありがたく思っているところでございます。今回いただきました御意見を踏まえまして、関係各省をしっかりと督励しながら、連携を図りつつ、一層の離島振興政策の推進を図ってまいります。引き続きの御指導御鞭撻を心からお祈り申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【梶山分科会長】 政務官、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事を終了いたしますが、本日の議事の概要につきましては、この会議が終了後、速やかに公表したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員の皆様方には、熱心な御審議、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —